



- ・事業承継税制による納税猶予の適用を受けている県内中小企業の皆さま
- ・今後、事業承継税制による納税猶予の適用を受けたい県内中小企業の皆さま

<事業承継税制(*)>

平成29年4月1日より制度の窓口が
下記のとおり変更となりました。

中部経済産業局



岐阜県

*事業承継税制とは：後継者が都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。

【窓口が変更となる主な書類等】

- 事業承継税制の認定を受けるための申請書類
- 事業承継税制の認定後に提出する報告書類
- 贈与者に相続が発生した場合に相続税の猶予を受けるための切替確認の申請書類
- 事業承継税制の手続きに関するご相談

※なお、認定を受けた後の事業承継税制の申告・届出・申請に関する税務署への手続は変更ありません。



《お問い合わせ先》

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8389 FAX 058-278-2672